明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　一
○不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（同五五）　一五
〔告　示〕
○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件（内閣府九二）　三
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　二四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八二八）　二五
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同八二九）　二七
○肥料の登録が失効した件（同八三〇）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通三七六）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更、共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四七

府令

○内閣府令第五十四号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行に伴い、及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第四項、第十条第一項、第三項及び第四項、第十一条第一項並びに第三十五条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄